

平成26年度予算の内容等について (各款及び増減額等の説明)

【退職者医療制度について】

退職者医療制度とは

従前、被用者保険に加入している事業所を退職した高齢退職者は、退職後、一部の人を除いてほとんどの人が国保に加入していたため、国保にとっては重い医療費の負担となっていました。この保険者間の不均衡を是正するため、その医療給付費は、これらの者が負担する保険料(税)と被用者保険の保険者からの拠出金をもって賄うこととし、昭和59年に退職者医療制度が創設されました。

※退職者医療制度は、平成20年4月に新たな高齢者医療制度へ移行し廃止となりましたが、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として、現行の退職者医療制度を存続させる経過措置が取られることとなりました。

○一般被保険者

退職被保険者等以外の被保険者の方です。

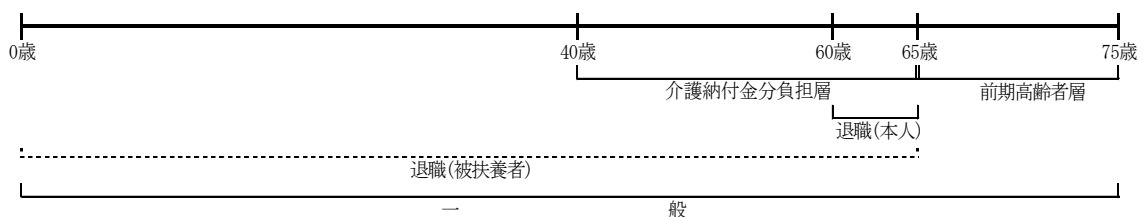
○退職被保険者等

厚生年金・共済年金などの被用者年金の加入期間が20年以上(または40歳以降に10年以上)あって、老齢厚生(退職共済)年金、老齢(退職)年金、通算老齢(退職)年金などの支給を受けている方及びその被扶養者で65歳未満の方です。

○保険料(税)及び給付

保険料(税)の計算方法及び給付につきましては、退職被保険者等と一般被保険者との違いはありませんが、退職者医療制度が適正に適用されないと、国民健康保険が負担する医療費の増大を招き、保険料負担の余分な増加につながります。

■被保険者区分



【歳入】

①国民健康保険税

国民健康保険税は、個人ごとではなく世帯ごとに課税します。医療分、支援分、介護分からなり、それぞれ所得割(前年中の所得に応じて計算)、均等割(世帯内の加入者の人数に応じて計算)、平等割(1世帯当たり年間定額で計算)があります。また、制度上の大きなくくりとして、一般被保険者分(一般分)と退職被保険者分(退職分)に分かれています。

- ・医療分…医療保険の費用にあてるための国保税
- ・支援分…後期高齢者医療制度を支援するための国保税
- ・介護分…介護保険の費用にあてるための国保税(40歳から64歳までの方が対象)

国民健康保険税は、33億9,120万8千円で、前年度と比較して5,330万8千円(1.55%)の減となっております。これは、低所得者に係る保険税の軽減が拡充されたことにより調定額が減となったものです。また、収納率は過去の実績に基づき算定しております。

- ・医療一般分
収納率…現年課税分 90.0%(2.5ポイント増)、滞納繰越分 18.0%(3ポイント増)
収納額…4,996万4千円の減
- ・医療退職分
収納率…現年課税分 97.0%(1ポイント減)、滞納繰越分 35.0%(20ポイント増)
収納額…1,712万1千円の増
- ・支援一般分
収納率…現年課税分 90.0%(2.5ポイント増)、滞納繰越分 18.0%(3ポイント増)
収納額…1,094万9千円の減
- ・支援退職分
収納率…現年課税分 97.0%(1ポイント減)、滞納繰越分 35.0%(20ポイント増)
収納額…378万3千円の増
- ・介護一般分
収納率…現年課税分 90.0%(2.5ポイント増)、滞納繰越分 18.0%(1.5ポイント増)
収納額…1,658万7千円の減
- ・介護退職分
収納率…現年課税分 97.0%(1ポイント減)、滞納繰越分 35.0%(8ポイント増)
収納額…328万8千円の増

※収納額は現年課税分+滞納繰越分

②使用料及び手数料

国民健康保険税の納税証明書の発行手数料です。

使用料及び手数料は、前年度と同額の4万5千円となっております。

③国庫支出金

保険給付費等について、国から負担割合に基づいて支出される療養給付費負担金などの国庫負担金と、財政調整交付金などの国庫補助金があります。

・療養給付費負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金(普通・特別)等

国庫支出金は46億1,411万3千円で、前年度と比較して3,349万5千円(0.73%)の増となっております。これは、一般被保険者分医療費の増に伴うものです。

④療養給付費等交付金

退職被保険者等の保険給付費等に必要な財源です。被用者保険等の各保険者が拠出し、社会保険診療報酬支払基金から交付されます。

療養給付費等交付金は12億2,207万9千円で、前年度と比較して3億5,940万5千円(22.73%)の減となっております。これは、退職被保険者分医療費の減に伴うものです。

⑤共同事業交付金

財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に必要な財源です。都道府県単位で実施されるもので、国保の各保険者が拠出し、国保連合会から交付されます。

・保険財政共同安定化事業

市町村間の保険料の平準化と保険財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり30万円を超える医療費を対象として各保険者からの拠出金を財源として交付金を交付する事業です。

・高額医療費共同事業

高額な医療費の発生による国保財政に与える影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費を対象として各保険者からの拠出金(国及び道が各々1/4を財政支援)を財源として交付金を交付する事業です。

共同事業交付金は21億6,924万円で、前年度と比較して597万3千円(0.28%)の増となっております。これは、交付対象見込額の増によるものです。

⑥前期高齢者交付金

前期高齢者(65歳以上75歳未満)の財政調整制度は、保険者間で生じている前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整する仕組みで、前期高齢者加入率の全国平均を基準として、前期高齢者加入率が全保険者平均を下回る保険者は前期高齢者納付金を納付することになり、前期高齢者加入率が全保険者平均を上回る保険者は、前期高齢者交付金が交付されることとなります。

前期高齢者交付金は43億2,435万4千円で、前年度と比較して5,891万8千円(1.38%)の増となっております。これは、前期高齢者の給付費額及び加入率の増によるものです。

⑦道支出金

都道府県調整交付金など(平成24年度は都道府県調整交付金のみ)の道補助金と、高額医療費共同事業負担金など北海道から負担割合に基づいて支出される道負担金があります。

・都道府県調整交付金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金

道支出金は9億7,667万3千円で、前年度と比較して395万7千円(0.41%)の増となっております。これは、高額医療費共同事業負担金の増によるものです。

⑧財産収入

基金の運用によって生じた利息です。生じた利息は、全額、歳出の「基金積立金」から基金に積み立てます。

財産収入は11万7千円で、ほぼ前年度通りです。

⑨繰入金

一般会計繰入金は、国の基準に基づくもの(法定繰入)と市の独自基準に基づくもの(法定外繰入)があり、これらの基準に基づいてさまざまな経費について繰入を行っています。法定外繰入は一般会計と国保会計の間でルールを設け、そのルールに基づいて行っています。

・保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他一般会計繰入金等

基金繰入金は、国民健康保険事業基金を取り崩すものです。

繰入金は16億7,448万5千円で、前年度と比較して1億289万3千円(6.55%)の増となっております。一般会計繰入金については、低所得者への保険税軽減拡充などに伴い法定繰入金で9,464万3千円の増、法定外繰入金は1,264万円の減となっております。また、財源不足に伴う基金繰入金は2,089万円の増となっております。

⑩諸収入

国保税の支払いが滞ったために生じる延滞金や、第三者行為納付金及び医療費不正請求に係る返納金等があります。

諸収入は1,364万9千円で、前年度と比較して1,037万3千円(316.64%)の増となっております。これは、第三者納付金及び返納金の増によるものです。

【歳出】

①総務費

国民健康保険事業の管理運営に係る全般的な経費で、事業管理運営経費、徴税経費、収納率向上・医療費適正化経費、運営協議会経費などがあります。

・職員給与・手当、消耗品、印刷製本費、車両燃料代、郵便料、手数料、機器リース料、委託料等

総務費は3億6,042万2千円で、前年度と比較して346万円(0.95%)の減となっております。これは、職員給与費の減によるものです。

②保険給付費

療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などがあります。

保険給付費は125億4,621万7千円で、前年度と比較して1億2,197万9千円(0.96%)の減となっております。これは、退職被保険者の給付費額の減によるものです。

③後期高齢者支援金

後期高齢者(75歳以上)医療制度の医療費は、自己負担のほか、国や市町村の負担金、現役世代からの支援金、後期高齢者の方の保険料でまかなわれることになっています。このうち、国や市町村の公費負担が約5割、後期高齢者の方の保険料約1割で、残りの約4割を現役世代が後期高齢者支援金として負担しています。

後期高齢者支援金は22億1,254万5千円で、前年度と比較して7,585万5千円(3.31%)の減となっております。これは、前々年度(平成24年度)分の精算によるものです。

④前期高齢者納付金

制度の概要は歳入の「前期高齢者交付金」に記載しています。本市は、前期高齢者加入率が全保険者平均を上回る保険者のため前期高齢者交付金が交付されていますが、負担調整分として前期高齢者納付金を納付しています。

前期高齢者納付金は162万1千円で、ほぼ前年度通りです。

⑤老人保健拠出金

老人保健制度は平成20年3月をもって廃止（精算分は平成22年度まで）され、後期高齢者医療制度に移行しましたが、過誤調整等により支払いが遅れるものがあることから、精算及び事務費に係る拠出金は継続して支出しております。老人保健制度において、医療費は自己負担金のほか、国や市町村の公費負担、保険者からの拠出金で賄われていました。

老人保健拠出金は7万8千円で、前年度と比較して56万5千円(87.87%)の減となっております。これは、今年度は老人医療費の精算がなく、事務費拠出金のみとなったものです。

⑥介護納付金

介護サービスは、利用者負担のほか、国や市町村の公費負担、保険料（第1号被保険者（65歳以上）分、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）分）でまかなわれることになっています。保険料について、第1号被保険者は直接介護保険に納めますが、第2号被保険者は加入している各健康保険の保険者に介護納付金分保険料（税）として納めます。各保険者は、徴収した介護納付金分保険料（税）を介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付します。

介護納付金は8億8,637万5千円で、前年度と比較して1,148万5千円(1.28%)の減となっております。これは、前々年度（平成24年度）分の精算によるものです。

⑦共同事業拠出金

制度の概要は、歳入の「共同事業交付金」に記載しています。

共同事業拠出金は22億3,634万2千円で、前年度と比較して653万円(0.29%)の増となっております。これは、拠出率の増によるものです。

⑧保健事業費

医療保険は、本来、発生した保険事故(疾病、負傷、出産、死亡など)に対する医療給付を基本としていますが、国民健康保険における保健事業は、より積極的な事前の措置として、傷病の発生を未然に防止し、あるいは早期発見により重症化・長期化を防止し、被保険者の健康保持及びその増進を図るため、健康教育、疾病予防、健康診断等の活動を実施するものです。なお、特定健康診査は、全保険者に義務付けられています。

保健事業費は1億2,057万8千円で、前年度と比較して698万8千円(6.15%)の増となっております。これは、特定健康診査委託料の増及び保健指導事業の拡充によるものです。

⑨基金積立金

基金の運用によって生じた利息を積み立てるものです。歳入の「財産収入」に計上した金額を、この「基金積立金」から基金に積み立てます。

基金積立金は11万7千円で、ほぼ前年度通りです。

基金の運用利息で、歳入の「財産収入」に計上した額と同額を積み立てます。

⑩公債費

一般会計からの資金の借入に対して支払う利息です。

公債費は34万8千円で、前年度と比較して89万8千円(72.07%)の減となっております。これは、借入予定額の減によるものです。

⑪諸支出金

過年度分の保険税の償還金や指定公費の支出金などです。

諸支出金は2,082万円で、前年度と比較して355万円(20.56%)の増となっております。これは、保険税償還金の増によるものです。

⑫予備費

予算において予定した経費の不足または未計上の経費の必要に備えて、歳出予算に計上する経費です。

予備費は前年度と同額の50万円となっております。

【累積収支推移】

(単位：千円)

| 年度 | 単年度収支 | 累積収支 |
|----|---------|------------|
| 5 | 139,734 | △3,950,620 |
| 6 | 62,036 | △3,888,584 |
| 7 | 284,281 | △3,604,303 |
| 8 | 272,894 | △3,331,409 |
| 9 | 520,217 | △2,811,192 |
| 10 | 304,163 | △2,507,029 |
| 11 | 322,139 | △2,184,890 |
| 12 | 278,000 | △1,906,890 |
| 13 | 133,626 | △1,773,264 |
| 14 | 229,918 | △1,543,346 |

| 年度 | 単年度収支 | 累積収支 |
|----|---------|------------|
| 15 | 53,793 | △1,489,553 |
| 16 | 67,785 | △1,421,768 |
| 17 | 56,694 | △1,365,074 |
| 18 | 37,150 | △1,327,924 |
| 19 | 162,562 | △1,165,362 |
| 20 | 471,275 | △694,087 |
| 21 | 703,289 | 9,202 |
| 22 | 437,635 | 437,635 |
| 23 | 380,039 | 380,039 |
| 24 | 396,700 | 396,700 |

【加入状況】

(年度末現在)

| 年 度 | 苦 小 牧 市 | | 国 保 加 入 者 | | 加 入 率 | | 一世帯当たり 被 保 険 者 数 |
|-----|---------|---------|--------------|-----------|-------|---------|---------------------|
| | 世 帯 数 | 人 口 | 国 世 帯 保 数 | 被 保 険 者 数 | 世 帯 | 被 保 険 者 | |
| 20 | 80,893 | 173,574 | 25,493 | 41,443 | 31.5% | 23.9% | 1.6 |
| 21 | 81,929 | 173,812 | 25,676 | 41,663 | 31.3% | 24.0% | 1.6 |
| 22 | 82,847 | 173,800 | 26,115 | 42,417 | 31.5% | 24.4% | 1.6 |
| 23 | 83,984 | 173,761 | 26,347 | 42,507 | 31.4% | 24.5% | 1.6 |
| 24 | 84,942 | 173,912 | 26,308 | 41,894 | 31.0% | 24.1% | 1.6 |
| 25 | 85,800 | 174,469 | 26,200 | 41,318 | 30.5% | 23.7% | 1.6 |

※25年度は12月末現在

【国保世帯数・被保険者数の推移】

(年度末現在)

| 年 度 | 世 帯 | | | 被 保 険 者 数 | | |
|-----|--------|--------|-------|-----------|--------|-------|
| | 計 | 一般 | 退職 | 計 | 一般 | 退職 |
| 20 | 25,493 | 23,940 | 1,553 | 41,443 | 38,962 | 2,481 |
| 21 | 25,676 | 24,111 | 1,565 | 41,663 | 39,209 | 2,454 |
| 22 | 26,115 | 24,328 | 1,787 | 42,417 | 39,656 | 2,761 |
| 23 | 26,347 | 24,462 | 1,885 | 42,507 | 39,625 | 2,882 |
| 24 | 26,308 | 24,466 | 1,842 | 41,894 | 39,081 | 2,813 |
| 25 | 26,200 | 24,218 | 1,982 | 41,318 | 38,340 | 2,978 |

※25年度は12月末現在

【被保険者の年齢構成(平成24年度)】

(年度末現在)

| 年齢区分 | 総人口 | 構成比 | 被保険者数 | 構成比 | |
|-----------|---------|--------|--------|--------|-------|
| | 人 | % | 人 | % | |
| 0～4 | 7,541 | 4.34 | 1,054 | 2.54 | 11.78 |
| 5～9 | 7,679 | 4.42 | 1,200 | 2.89 | |
| 10～14 | 7,997 | 4.60 | 1,259 | 3.04 | |
| 15～19 | 8,131 | 4.68 | 1,374 | 3.31 | |
| 20～24 | 8,019 | 4.61 | 1,386 | 3.34 | 51.87 |
| 25～29 | 9,609 | 5.53 | 1,552 | 3.74 | |
| 30～34 | 10,913 | 6.28 | 1,810 | 4.36 | |
| 35～39 | 13,246 | 7.62 | 2,062 | 4.97 | |
| 40～44 | 12,331 | 7.09 | 2,026 | 4.88 | |
| 45～49 | 10,855 | 6.24 | 1,776 | 4.28 | |
| 50～54 | 10,505 | 6.04 | 1,902 | 4.59 | |
| 55～59 | 11,985 | 6.89 | 2,569 | 6.19 | |
| 60～64 | 15,518 | 8.92 | 6,432 | 15.51 | 36.35 |
| 65～69 | 11,651 | 6.70 | 7,654 | 18.45 | |
| 70～74 | 9,610 | 5.53 | 7,426 | 17.90 | |
| 75～79 | 7,619 | 4.38 | — | 0.00 | |
| 80～ | 10,703 | 6.15 | — | 0.00 | |
| 合計 | 173,912 | 100.00 | 41,482 | 100.00 | |
| (65歳以上再掲) | 39,583 | 22.76 | 15,080 | 36.35 | |
| (70歳以上再掲) | 27,932 | 16.06 | 7,426 | 17.90 | |

【所得階層別世帯状況】

確定賦課期日（6月1日）現在

| 年 度 所得区分 | 23年度 | | 24年度 | | 25年度 | |
|------------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 |
| 50万円未満 | 12,999 | 48.8% | 13,007 | 48.7% | 12,891 | 48.6% |
| 50万円以上100万円未満 | 3,579 | 13.4 | 3,787 | 14.2 | 3,672 | 13.8 |
| 100万円以上150万円未満 | 3,688 | 13.8 | 3,650 | 13.7 | 3,753 | 14.1 |
| 150万円以上200万円未満 | 2,683 | 10.1 | 2,658 | 10.0 | 2,608 | 9.8 |
| 200万円以上250万円未満 | 1,428 | 5.4 | 1,389 | 5.2 | 1,423 | 5.4 |
| 250万円以上300万円未満 | 815 | 3.1 | 844 | 3.2 | 801 | 3.0 |
| 300万円以上350万円未満 | 458 | 1.7 | 411 | 1.5 | 426 | 1.6 |
| 350万円以上400万円未満 | 235 | 0.9 | 235 | 0.9 | 240 | 0.9 |
| 400万円以上450万円未満 | 155 | 0.6 | 156 | 0.6 | 154 | 0.6 |
| 450万円以上500万円未満 | 117 | 0.4 | 95 | 0.4 | 104 | 0.4 |
| 500万円以上550万円未満 | 107 | 0.4 | 82 | 0.3 | 83 | 0.3 |
| 550万円以上1,000万円未満 | 272 | 1.0 | 267 | 1.0 | 271 | 1.0 |
| 1,000万円以上 | 112 | 0.4 | 101 | 0.4 | 103 | 0.4 |
| 合 計 世 帯 数 | 26,648 | 100 | 26,682 | 100 | 26,529 | 100 |